

■【トピックス】

衆議院選挙！



10月の終わりに衆議院選挙が行われました。事前の予想では自民党の苦戦が伝えられていましたが、結果は与党の実質的な勝利で終わりました。共闘した立憲民主党と共産党は改選前の議席を減らし敗北しました。

これで保守政党による政権運営が今後も続きます。今回の選挙で話題になったのがベテラン議員の小選挙区での苦戦・敗北です。ようやく政治の世界にも世代交代が訪れようとしています。

■【ビジネス・アイ】

経営セーフティ共済！

社長 「新聞で読んだんだけど、申告書に必要な明細書を付けてないので倒産防止共済の掛金が必要経費にならないってあったんだけど、どういうことかな？」

花野 「はい、経営セーフティ共済の明細書添付の話ですね。結論からいいますと、御社のような会社の話ではなく、個人事業主の所得税に関することなんですよ」

社長 「そうすると、とりあえずうちの会社には関係ないということなんだね。それにしても、どういうことだったのか教えてよ」

花野 「経営セーフティ共済の掛金は、ご案内の通り税法上の優遇あるのですが、要件がありまして、確定申告の時に、法人の場合には掛金の支払いに関する『別表』を、個人事業主の場合には『明細書』を申告書に添付する必要があるとされているんですよ」

社長 「そうなんだ」

花野 「そこで、法人税には、これに関する『別表十(七)』という様式が用意されているのですが、所得税では、本来用意しておくべき『明細書』の様式が40年以上もなかったんですよ」

社長 「そうなんだ」

花野 「そこを会計検査院に指摘されたんですよ。」

社長 「それで今はどうなっているの？」

花野 「これを受けて国税庁は今年の6月に明細書の様式を定めて公表しました」

■【今月のキーワード】

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先が倒産した場合に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。無担保・無保証人で、掛金総額の10倍までの借入が可能(最高上限8,000万円)で、取引先が倒産後、すぐに借り入れることができます。また、掛金の税制上の優遇措置が受けられます(掛金が損金ないし必要経費に算入できる)。さらに共済契約を解約した場合、既納付の掛金が、12ヶ月以上納めていれば8割以上が、40ヶ月以上納めていれば全額が戻ります。

■【今月の1冊】

『あなたを陰謀論者にする言葉』

雨宮 純 著

フォレスト出版 ¥1200

最近、特に感じるのは、世の中に流布する陰謀論で人々の間に分断が生じていることです。

陰謀論自体は、昔からありましたが、この本では、現在世界に広がっている陰謀論について、その起源を米国に求め、そこから説き起こしています。もともと米国は意外とスピリチュアルな傾向が強い国であり、それが戦後の日本にも大きな影響を与えています。



■【編集後記】

先日、インフルエンザの予防接種を受けてきました。ここ数年接種していますが、今年が一番痛かったですね。インフルエンザのワクチンでも毎回なんらかの副反応がでます。まだまだ若くて免疫が強いということに納得しています(笑)

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.177(毎月1日発行)

●定価:2,400円/年 ●発行日:2021.12.1 ●発行人:花野康成

●編集・発行:有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808